通園 バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等

の安全の確保のための措置等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に

鑑み、 当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該

設置に要する費用の補助について定めるとともに、 通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針

の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることによ

り、 認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図ることを目的とする。

(定義)

この法律において「認定こども園等」とは、 認定こども園 幼稚園、 保育所、 特別支援学校、 障 害

児通所支援事業 (児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二の二第一項に規定する障害児

通所支援事業をいう。 次条第一項において同じ。) を行う施設その他これらに類する施設で幼児又は障害

児(以下「幼児等」という。)を通わせるものをいう。

この法律において「通園バス」とは、 認定こども園等に通う幼児等を運送するために当該認定こども園

2

前期課程を含む。 等にお いて使用される一定の乗車定員以上の自動車をい 以下この項及び第七条において同じ。)に通う児童を運送するために当該小学校におい i, 「通学バス」とは、 小学校 (義務教育学校

て使用される一定の乗車定員以上の自動車をいう。

3 この法律において「置き去り防止装置」とは、 通園バス又は通学バスに乗車した全ての幼児等又は児童

が当該通園バス又は当該通学バスに置き去りにされていないことの確実な確認を担保するために必要な機

能を有する装置をいう。

(通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び費用の補助等)

政府は、 全ての通園バスに置き去り防止装置が設置されるよう、 速やかに、 認定こども園等の 設置

者 (障害児通所支援事業を行う施設その他これに類する施設で幼児等を通わせるものにあっては、これら

の施設に係る事業を行う者。以下この条及び次条第一項において同じ。)に対して通園バスへの置き去り

防 止装置の設置(認定こども園等の設置者以外の者が置き去り防止装置を設置した通園バスの使用を含む。

次項及び第三項において同じ。) を義務付けるために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、 前項の措置に係る通園バスへ の置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、 認定こども

遠 .等の設置者に対し、 当該設置に通常要する費用 (その維持管理に通常要する費用を含む。) の全部を補

助するものとする。

3 政府は、 第一 項の措置に係る通園バスへの置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、 置き去り

防止装置の円滑な供給を確保し、 及びそのための研究開発を促進するために必要な措置を講ずるものとす

る。

(通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等)

第四条 政府は、 前条に定めるもののほ か、 通園 バ スの車 -内における幼児等の置き去りによる事

故

の防止そ

 \mathcal{O} 他 の通園バスを利用する幼児等の安全の確保 のため、 次に掲げる措置その他の認定こども園等における

通園バスの使用に関し必要な措置を講ずるものとする。

次に掲げる事項その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する事項に係る認定こども園等

の設置者が遵守すべき指針を策定すること。

1 通園バスの外からの当該通園バス内の視認性を確保するために必要な事項その他通園バ スの車内に

おける幼児等の置き去りによる事故の防止に関する事項

口 イに掲げるも \mathcal{O} のほ か、 通園 バスの使用に係る業務管理体制 の整備充実に関する事項

通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関連する法令及び前号の指針の遵守の状況を調査するため

に地方公共団体が行う検査その他の措置 (次条第二号において「検査等」という。) について、 その適

正かつ効果的な実施を確保するため、 地方公共団体に対する助言その他の援助を行うこと。

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の通園バスを利用する幼児等の安

全の確保に関し、 認定こども園等の設置者が実施する職員その他の関係者に対する研修、 幼児等に対す

る安全教育その他各種の取組を推進すること。

2 政府は、 認定こども園等に通う幼児等の通園 の状況を把握することが通園バスの車内における幼児等の

置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保に資することに鑑み、 そ

の幼児等の通園の状況その他の状況を的確に把握するための情報通信機器の研究開発及び普及の促進を図

るために必要な措置を講ずるものとする。

(通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報の活用)

第五条 政府は、 通園 バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報が適切に活用されるよう、 次に掲げ

る措置を講ずるものとする。

通 遠 ロバスの 車内における幼児等の置き去りによる事故その他通園バスの使用に伴い生じた事故又はこ

れらの事故の兆候に関する情報、これらの事故の防止のための取組に関する情報その 他通園バスを利用

する幼児等の安全の確保に資する情報の収集、 整理、 分析及び提供を行うこと。

地方公共団体が検査等により収集した情報が分かりやすい形で公表されるよう、 地方公共団体に対す

る助言その他の援助を行うこと。

、認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善)

第六条 政府は、 認定こども園等における幼児等の安全の確保を図るため、 認定こども園等における職員 \mathcal{O}

配置に係る基準 の改善その他の認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のために必要な法制上及

び財政上の措置を講ずるものとする。

(通学バスへの置き去り防止装置の設置の奨励及び費用の補助)

第七条 政府は、 通学バスの車内における児童の置き去りによる事故を防止するため、 小学校の設置者に対

六

通学バスを利用する児童の状況等に応じて、通学バスへの置き去り防止装置の設置 (小学校の設置者

以外の者が置き去り防止装置を設置した通学バスの使用を含む。 次項において同じ。) を奨励するものと

する。

2 政府は、 通学バスへの置き去り防止装置の設置を行う小学校の設置者に対し、 当該設置に通常要する費

用 (その維持管理に通常要する費用を含む。) の全部を補助するものとする。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

1

(置き去り防止装置の研究開発及び普及の促進)

2 政府は、 第三条第一項の措置を講じた後においても、 置き去り防止装置の一層の改善を図るための研究

開発及びその普及を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

3 政府は、 この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等について検討を加え、 必要があ

理由

助について定めるとともに、 も園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、 による事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補 る幼児等の安全の確保等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、 通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こど 認定こども園等におけ 当該置き去り